

# 山口県報

令和3年  
12月21日  
(火曜日)

## 目 次

- 規則  
ふぐの処理の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（生活衛生課）……………一
- 開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（建築指導課）……………四



ふぐの処理の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第九十五号

ふぐの処理の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ふぐの処理の規制に関する条例施行規則（昭和五十六年山口県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第十三条第一項若しくは第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第十三条第一項中「次に掲げる書類」を「写真（縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの）」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項第二号及び第三号に掲げる書類に代えて」を削る。

第十五条第一項中「別記第十一号様式」を「別記第十号様式」に改め、同条第二項中「別記第十二号様式」を「別記第十一号様式」に改める。

第十六条中「別記第十三号様式」を「別記第十二号様式」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。  
別記第一号様式中

条例の規定により刑に処せられたことがあるかどうか並びに刑に処せられたことがあるときは、その年月日及び理由は、	刑に処せられたことがあるかどうか。	/	ある。	2	ない。
	刑に処せられた年月日		年	月	日
	刑に処せられた理由				

条例の規定により刑に処せられたことがあるかどうか並びに刑に処せられたことがあるときは、その年月日及び理由は、	刑に処せられたことがあるかどうか。	/	ある。	2	ない。
	刑に処せられた年月日		年	月	日
	刑に処せられた理由				

旧姓又は通称の有無	/	有（旧姓又は通称名：	）	2	無
-----------	---	------------	---	---	---

別記第四号様式中「登録事項に変更を生じた」と「訂正を受けた」に改め、「ふぐ処理師名簿の訂正を」と削る。

変更の内容	変更前	変更後

変更の内容	変更前	変更後

変更の理由	変更前	変更後

別記第五号様式を次のように改める。

第5号様式(第7条関係)

ふぐ処理師名簿登録消除申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
住所  
申請者 氏名  
統一  
氏名

年 月 日生  
局 番)  
(電話

下記のとおりふぐ処理師名簿の登録の消除を受けたいので、ふぐの処理の規制に関する条例第10条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
消 除 の 理 由	

添付書類

ふぐ処理師免許証

注 申請者の続柄は、戸籍法(昭和22年法律第224号)による死亡又は失踪の届出義務者が申請する場合のみ、申請者と死亡し、又は失踪の宣告を受けたふぐ処理師との続柄又は関係を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第六号様式中

書換え交付に係る変更事項

変更事項

書換え交付に係る変更の内容	変更前	変更後

変更の内容	変更前	変更後

変更の理由	
-------	--

旧姓又は通称名併記の希望の有無	/ 有 (旧姓又は通称名: ) 2 無
-----------------	---------------------

「はり付け欄」や「貼付け欄」に於て「再交付を受けようとする理由」欄及び「変更事項」欄及び「旧姓又は通称名併記の希望の有無」欄に於て、  
 別記第六号様式中

破り、汚し、又は失った年月日	年 月 日
破り、汚し、又は失った理由	

旧姓又は通称名併記の希望の有無	/ 有 (旧姓又は通称名: ) 2 無
-----------------	---------------------

「再交付を受けようとする理由」欄及び「旧姓又は通称名併記の希望の有無」欄に於て、  
 別記第六号様式中

別記第八号様式中

郵便番号 住所 氏名  
 返納者 住所 氏名  
 (電話) 年 月 日 生 年 月 日 生

郵便番号 住所 氏名  
 返納者 住所 氏名  
 (電話) 年 月 日 生 年 月 日 生

「第12条第4項の」  
 「第13条第2項の」

返納の理由	1 証を発見した。 2 証を発見した。登録簿の登録の削除を申請した。 3 証を発見した。登録簿の登録の削除を申請した。	取消処分を受けた年月日	年 月 日
返納の理由	1 証を発見した。登録簿の登録の削除を申請した。 2 証を発見した。登録簿の登録の削除を申請した。	取消処分を受けた年月日及びその理由	年 月 日

返納の理由	1 証を発見した。登録簿の登録の削除を申請した。 2 証を発見した。登録簿の登録の削除を申請した。
-------	--

「再交付を受けようとする理由」欄及び「旧姓又は通称名併記の希望の有無」欄に於て、  
 別記第六号様式中

写真貼付け欄

返納の理由	年 月 日
-------	-------

添付書類を次のように改める。

添付書類

1 写真(縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルとし、出願前6月以内に撮影した書影、正面向き及び上半身像のもの)

2 学科試験の免除を受けようとする者にあつては、学科試験に合格したことを証する書類

別記第九号様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を削る。

別記第十号様式を削り、別記第十一号様式を別記第十号様式とし、別記第十二号様式を別記第十一号様式とし、別記第十三号様式を別記第十二号様式とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事 村岡嗣政

山口県規則第九十六号

開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則(平成十四年山口県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条中「別表第二」を「別表第三」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「別表第一」を「別表第二」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「別表第一」を「別表第二」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(条例第四条第一項第一号ホの規則で定める土地の区域)

第三条 条例第四条第一項第一号ホの規則で定める土地の区域は、別表第一の上欄に掲げる市町ごとに、浸水(水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項若しくは第二項、第十四条の二第一項若しくは第二項又は第十四条の三第一項に規定する場合に想定される浸水に限る。)した場合に想定される水深がそれぞれ同表の下欄に定める深さ以上である土地の区域とする。

別表第二中「(第五条関係)」を「(第六条関係)」に改め、同表を別表第三とする。

別表第一中「(第三条、第四条関係)」を「(第四条、第五条関係)」に改め、同表

を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。  
別表第一(第三条関係)

市町	深	ヤ
下松市		三メートル
光市		三メートル
和木町		三メートル

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。